

第88回 焼津市都市計画審議会議案

日 時 令和8年8月28日（金）
 午前10時00分～

会 場 焼津市役所本庁舎7階 会議室7A

第88回焼津市都市計画審議会議案一覧

番 号	件 名	決定者	頁
議案第 1 号	焼津市都市計画審議会会長の選出について		1～11

焼津市都市計画審議会委員名簿

任期：令和８年８月２８日～令和１０年８月２７日

番号	区 分	氏 名	備 考
1	学識経験者	池 田 浩 敬	常葉大学名誉教授
2		川 口 良 子	合同会社デザイン・アープ代表
3		萩 原 秀 臣	焼津商工会議所理事・事務局長
4		久保山 悦広	焼津漁業協同組合専務理事
5		村 松 章	焼津市農業委員会 会長
6		斎 藤 兼 司	一般社団法人志太建築士会
7	市議会議員	増 井 好 典	建設経済委員長
8		吉 田 昇 一	建設経済副委員長
9		深 田 ゆ り 子	建設経済委員
10	関係行政機関 又は県の職員	沼 野 克 史	島田土木事務所 所長
11		中 村 友 之	志太榛原農林事務所 所長
12		原 田 佳 和	焼津漁港管理事務所 所長
13	市 民	岡 本 康 夫	焼津市自治会連合会 会長
14		浦 田 清 美	焼津市民生委員児童委員協議会
15		西 島 潔	焼津市環境審議会

都市計画法（抜粋）

（市町村都市計画審議会）

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（抜粋）

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

（市町村都市計画審議会の組織）

第三条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、五人以上三十五人以内（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、九人以上三十五人以内）とするものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。

（議事）

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

焼津市都市計画審議会条例

平成12年 3 月29日 条例第15号

改正

平成15年 3 月31日 条例第14号

平成20年10月 7 日 条例第103号

焼津市都市計画審議会条例（昭和58年焼津市条例第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、焼津市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員15人以内をもって組織する。

- （1） 学識経験のある者 6人以内
- （2） 市議会の議員 3人以内
- （3） 関係行政機関又は県の職員 3人以内
- （4） 市民 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

（臨時委員）

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日に現に改正前の焼津市都市計画審議会条例の規定に基づき委員に任命されている者の任期は、平成12年3月31日までとする。

附 則 (平成15年3月31日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定により、この条例の施行の日から平成16年6月26日までの間に任命される委員(同条第2項ただし書の補欠委員を除く。)の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成20年10月7日条例第103号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成22年6月26日までの間における委員の定数は、なお従前の例による。

焼津市都市計画審議会運営規程

平成 30 年 8 月 3 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、焼津市都市計画審議会条例(平成 12 年焼津市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、焼津市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選出)

第 2 条 会長の選出は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第 1 項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期)

第 3 条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行うものとする。

(会議の招集)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集期日の 7 日前までに、日時及び場所を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第 5 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる者のうちから任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が、議事に参与し、採決に加わることができる。

(議事の整理、秩序の保持)

第 6 条 会長は、会議の議長となり、議場の秩序を保持する。

(議案の説明者)

第 7 条 議長は、議案に関係のある市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(会議の公開)

第 8 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、審議会の決定によりこれを公開しないことができる。

(議事録)

第 9 条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委

員 1 名が署名するものとする。

2 議事録は、条例を所管する課に保管する。

3 議事録は、公開するものとする。ただし、焼津市情報公開条例（平成 18 年焼津市条例第 2 号）第 7 条各号に該当する部分は、この限りでない。

（公印）

第 10 条 審議会の公印は、次に掲げるものとする。

焼津市都市計画審議会长印

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が、別に定める。

附 則

1 この規程は議決の日から施行する。

2 第 9 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日以前に開催された審議会の議事録は、公開しないものとする。

附 則

この規程は議決の日から施行する。ただし、改正後の第 8 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

焼津市都市計画審議会公開要領

平成 30 年 8 月 3 日議決

(目的)

第 1 条 この要領は、都市計画決定等の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、焼津市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議会の非公開の基準)

第 2 条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、公開しないことができる。

- (1) 焼津市情報公開条例（平成 18 年焼津市条例第 2 号）第 7 条各号に該当すると認められる事項を審議する場合
- (2) その他審議会を公開することにより、公正、円滑な審議が阻害され、議事運営に支障が生じると認められる場合

2 審議会の議題に非公開にする事項とそれ以外の事項がある場合において、議題を分割して行うことができると認められる場合は、非公開の部分を除いて審議会を公開するものとする。

(公開又は非公開の決定)

第 3 条 焼津市都市計画審議会会長（以下「会長」という。）は、前条に定める基準に基づき、審議会の公開、又は非公開の決定を行うものとする。

2 前項の場合において、会長は必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

3 会長は、審議会を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(審議会の日程等の事前公表の内容)

第 4 条 会長は、おおむね審議会開催の 1 週間前までに、次に掲げる事項を焼津市都市計画審議会条例（平成 12 年焼津市条例第 15 号）を所管する課の窓口及び焼津市のホームページ上への掲載等により事前公表するものとする。ただし、審議会の開催が急を要する場合等はこの限りではない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 審議事項
- (4) 傍聴の可否
- (5) 傍聴の定員
- (6) 傍聴の受付期間
- (7) 事務局の連絡先

(8) その他の注意事項

(公開の方法)

第5条 審議会の傍聴は、傍聴席を設けて行うものとし、傍聴者の定員は、原則10名とする。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

2 傍聴の希望者（以下「希望者」という。）は、当日、審議会開催30分前までから10分前までに会議室前に参集し、受付簿に必要事項を記入するものとする。

3 希望者が定員を超えるときは、申込者間の抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を加える恐れのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード及び旗の類を携帯している者

(4) はち巻き、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は装備している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又はラジオ若しくは拡声器を携帯している者

(6) 写真機、撮影機、録音機その他の類を携帯している者

(7) 児童及び幼児

(8) その他審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると会長が認めた者

(傍聴者の遵守すべき事項)

第7条 傍聴者は、次の各号に規定する事項を守らねばならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。

(3) 私語、談話又は拍手等をしないこと。

(4) 飲食、喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話は使用しないこと。

(6) その他、審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、次に規定する場合には、係員の指示により速やかに退場しなければならない。

(1) 前条各号に該当する行為を行った場合

(2) 第2条第2項における非公開の議題の審議をする場合

(3) その他この要領に違反し、会長が退場を命じた場合

(審議会資料の公開)

第9条 会議資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月3日から施行する。